

平成 31 年 4 月 24 日

宜野湾市立大謝名小学校
校長 早田 実
(公印省略)

学校での携帯電話等の取り扱い
(学校への携帯電話等の持ち込み禁止)について

平素より本校の教育活動に対し、ご理解とご協力を賜り、心より感謝申し上げます。

現代社会において、携帯電話（スマートフォン）は、その利便性の高さから老若男女を問わず私たちの日常生活・社会生活から切り離せなくなった状況にあります。

しかし、本校では、文部科学省・県教育委員会等からの通知文の下に、携帯電話は、学校における教育活動に直接必要のない物であることから、学校への携帯電話等の持ち込みについては、原則禁止としています。

併せて、依然としてインターネットを介したいじめや犯罪などに子どもが巻き込まれるケースが生じると共に、子どもが被害者だけでなく加害者になるケースも出てきており、情報通信端末は、その使い方によっては非常に危険なツールとなる危険性を秘めています。加えて、インターネットサイト（投稿動画）等の面白さに時間を奪われ、生活リズムを乱し登校等が危うくなるケースも少なくありません。

このように子どもへのネット環境の及ぼす影響が憂慮されている中、保護者が子どもに携帯電話（スマートフォン）等を提供する際は、このことを十分に認識しておかなければなりません。

沖縄県においては、ネット被害の未然防止に向け、青少年保護育成条例に、

「保護者は、インターネットの利用に伴う危険性、過度の利用による弊害等を認識し、その保護する青少年に対し、インターネットを適切に活用するために必要な教育を行うとともに、当該青少年のインターネットの利用を適切に管理するよう努めなければならない。」

「保護者は、青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しない場合は、正当な理由を記載した「理由書」を提出しなければならない。」

という保護者の管理義務を明記しております。

そこで、改めて、本校では学校への携帯電話等の持ち込みについては、原則禁止としていることをお知らせいたします。

また、5学年・6学年に対しては、生徒指導問題（TikTok等動画共有サービス利用）発生防止のためにいかなる理由も許可いたしません。

つきましては、下記のことについて保護者様において確認いただき、子ども達を見守る体制づくりについてご理解ご協力をよろしくお願ひいたします。

裏面 保護者研修会「サイバー犯罪防止講話」の際の保護者の皆様の感想も一読ください。

記

<携帯電話等の取り扱いについて>

- 1 学校では、携帯電話等の持ち込みは原則禁止とする。
- 2 やむを得ず、携帯電話等を児童に持たせる場合は、1学年～4学年に限って保護者から学校長へ持ち込みの許可を申請する。（学級担任に申し出て申請書を作成・提出し、許可にあたっては保護者・児童との面談を実施し学校長が判断する）
- 3 持ち込み許可機種は、使用制限機能付き「キッズ専用携帯電話」のみとする。
- 4 家庭では、携帯電話等利用についてのルールづくりを行い、上記の青少年保護育成条例にある保護者の管理義務に努める。

家族で携帯の使い方や子どもに使わせる方法を考え直したい！

自分自身がスマホばかりいじっているので気をつけたい！

家にあるタブレット・スマホ・PCにさっそくフィルタリングしたい

ちょっと軽い気持ちで被害者・加害者になってしまうのも大人が注意しているといけない

スマホに振り回されないよう使い方のルールを設ける！！

サイバー犯罪の件数の多さ・内容の悪質さに驚いた

サイバー犯罪の恐ろしさを知った

自身も勉強しながら子どもたちを守れる大人になりたい

家族の会話・ルール等しっかり話せる時間・子どもと向き合う時間をしっかり作っていかなければと思った

便利だからと簡単に子どもにインターネット環境を与えるのはやめようと思う

スマホは便利！利便性が高い！そこに危険性が埋もれているんです！

「スマホネグレクト」という言葉子どもと一緒に改めてスマホの使い方を学びたい

LINEが悪いわけではありませんよ！使い方・与え方が悪いんです！

LINE…送信した文字は消えない。文字化した言葉は暴力を持つんです！

契約切れ・機種変した回線のないスマホを放置していませんか？

子どもは親の言うことは聞かないですよ！親のやることをまねるんです！

サイバー空間でつながると、親・大人には見えない世界が広がっていくんです！



演題「サイバー犯罪防止講話」
講師 新垣 和哉
法律専門家
少年法学者
元検察官
元警察官
元裁判官